

## 立川市成年後見制度利用促進計画の取組評価から見えてきた課題等

- 地域連携ネットワーク構築（施策 1）と中核機関の整備（施策 2）については、地域あんしんセンターと市（福祉総務課・高齢福祉課・障害福祉課）の連携等により、おおむね達成できた。
- 広報機能（施策 3－1）については、講演会等の開催やリーフレット等の作成などを行い、一定の成果はあった。第 2 次計画でも、制度等の周知啓発に引き続き取り組んでいく。
- 相談機能（施策 3－2）については、あんしんセンターを軸に地域包括支援センターとも連携し、相談機能向上に取り組み、相談件数も増加傾向である。第 2 次計画でも引き続き取り組んでいく。
- 利用促進機能（施策 3－3）については、「権利擁護支援検討会議」を開催し、申立支援に係る専門職からの助言をいただき、受任調整を行った。市民後見人養成講座による市民後見人育成を行った。社会福祉協議会による法人後見も 14 件（令和 5 年度末現在）行っている。また、必要に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援を行った。第 2 次計画でもこれらは引き続き取り組んでいくが、その中でも市民後見人育成、法人後見の取組は担い手確保の点で大きな課題と考えている。
- 後見人支援（施策 3－4）については、第三者後見人連絡会を年 3 回程度開催し、最新情報の提供や、後見人間での情報共有を行っている。また、最近では、後見人からあんしんセンターへの相談件数が増えてきている実態があり、支援の拡充が課題である。
- 不正防止効果（施策 3－5）については、専門職団体とは「権利擁護支援検討会議」のほか様々な会議体での連携ができている一方、親族後見人に係る不正防止の相談件数がないことや、金融機関との連携は進んでいない実態がある。
- 必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保（施策 4）については、「権利擁護支援検討会議」を経て市長申立てを実施するとともに、経済的な理由により制度利用が困難な人へ助成を行った。第 2 次計画でも引き続き取り組んでいくが、どちらも増加傾向にあり、支援体制に課題がある。